

平成26年3月28日

鹿児島県公報別冊

平成25年度

行政監査報告書

鹿児島県監査委員

目 次

第1	行政監査の趣旨	1
第2	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象及び対象機関	1
(1)	監査の対象	1
(2)	監査の対象機関	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の対象年度	2
6	監査の実施期間	2
7	事前調査の実施	2
(1)	調査の方法	2
(2)	調査の結果	2
8	監査の実施	4
(1)	監査の方法	4
(2)	監査の対象	4
第3	監査の結果	5
1	NPO法人の現状について	5
(1)	認証の状況	5
(2)	年度別の認証数	5
(3)	活動分野別の認証状況	5
(4)	現状と課題	6
2	協働を推進するための環境整備について	7
(1)	協働事業の推進	7
(2)	推進体制	7
(3)	支援措置	7
(4)	参加機会の確保	8
(5)	広報啓発	9
3	協働事業の実施について	9
(1)	協働の必要性及び目的	9
(2)	協働の形態	9
(3)	協働先の選定等	10
(4)	NPO法人との協議、役割分担等	10

(5) 事後評価及び次年度への反映等	1 0
(6) 課題等	1 0
4 NPO法人へのアンケート調査の概要について	1 1
(1) 役割分担	1 1
(2) 協議・意見交換の有無	1 2
(3) 事業の評価等	1 2
(4) 県への要望等	1 3
第4 監査意見	1 4
1 協働を推進するための環境整備について	1 4
(1) 協働を支える人材育成等の推進	1 4
(2) 職員の研修等	1 4
(3) 情報発信の推進	1 5
2 協働事業の積極的かつ効果的な推進について	1 5
(1) 協働先の選定における参加機会及び公平性の確保	1 5
(2) 協働の形態及び実施方法	1 6
(3) 協働の評価	1 6
3 終わりに	1 6

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県が処理する事務事業について、法令の定めるところに従って行われているか、県民の福祉の増進に寄与しているか、最少の経費で最大の効果を挙げているかなどの観点から行う監査である。毎年度、県の事務事業の中から特定の対象を選定して実施しており、平成25年度は次のとおり実施した。

第2 監査の概要

1 監査のテーマ

NPO法人との協働について

2 監査の目的

少子高齢化の急速な進行、価値観等の多様化に伴う住民ニーズの複雑・多様化、さらには、厳しい行財政運営の状況から、これまでと同様に行政だけで公共サービスを提供していくことは、質的にも量的にも困難な状況にあり、NPO法人等と相互に協働して課題解決に取り組むことが求められている。

このような中で、協働の中核的な担い手となるNPO法人との協働が適切に行われているかなどについて監査し、今後のNPO法人等との協働の推進に資することを目的とした。

3 監査の対象及び対象機関

(1) 監査の対象

共生・協働推進課におけるNPO法人等に対する支援施策及び監査対象機関がNPO法人と協働して実施した事業

(2) 監査の対象機関

知事部局、公安委員会、教育委員会、その他の各種委員会等の全所属

4 監査の着眼点

監査の対象機関に対して、主に次の視点で監査を実施した。

(1) 協働を推進するための環境整備について

ア 全庁的な推進体制は整備されているか。

イ 県、市町村、NPO法人の連携はとれているか。

ウ 活動環境の整備のための効果的な支援措置を講じているか。

エ NPO法人に関する広報や啓発は効果的に行われているか。

(2) NPO法人との協働について

ア NPO法人との協働事業に積極的に取り組んでいるか。

イ 協働事業の目的・必要性、役割分担等は明確になっているか。

ウ 協働事業の参加機会は確保されているか。

エ 協働事業の評価と事業への反映を十分行っているか。

5 監査の対象年度

平成24年度

6 監査の実施期間

平成25年6月から平成26年3月まで

7 事前調査の実施

監査の対象及び対象機関を把握するため、次のとおり事前調査を実施した。

(1) 調査の方法

本県が、アに掲げるNPO法人等と実施したイに掲げる事業について、共生・協働推進課が、平成25年6月から7月にかけて実施した調査をもって、事前調査とした。

ア 対象となるNPO法人等

- (ア) NPO法人
- (イ) ボランティア団体（ボランティア団体、市民活動団体等）
- (ウ) 地縁組織（自治会、町内会、子ども会、PTA等）
- (エ) 財団・社団法人等（学校法人、社会福祉法人、公益財団法人等）
- (オ) 公益団体（〇〇協議会、〇〇会議等）
- (カ) 共益団体（農業協同組合、生活協同組合、労働組合、同窓会等）
- (キ) 民間企業（CSR活動、社会貢献活動等として協働しているものに限る。）

イ 対象となる事業

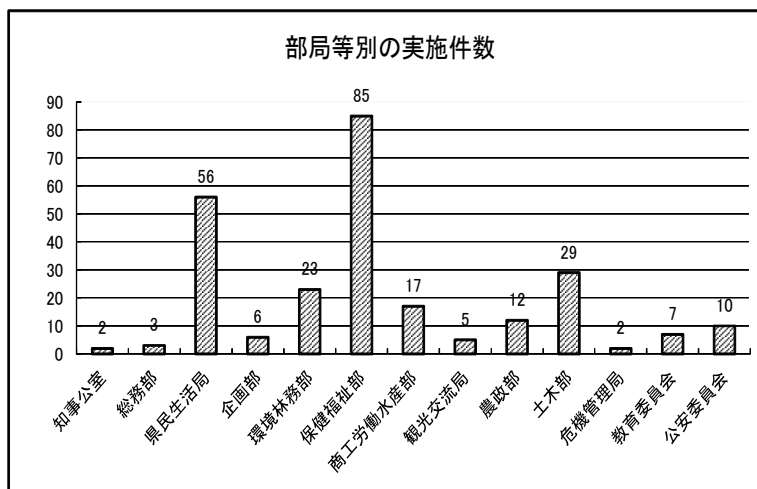
- (ア) 県との協働に関する事業
- (イ) 県民のボランティア、NPO活動への参加促進に関する事業
- (ウ) NPO法人等の活動支援に関する事業

(2) 調査の結果

事前調査により監査対象機関から報告された協働事業は257件で、概要は次のとおりであった。

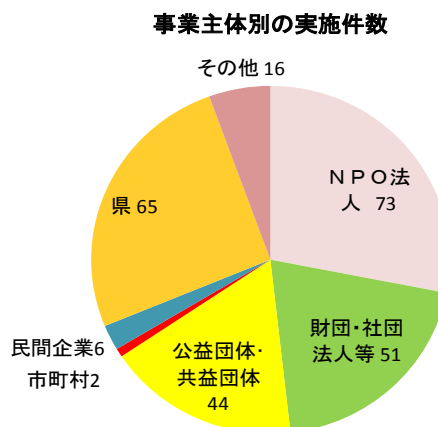
ア 部局等別の実施件数

部局等別の実施件数は、多い順に保健福祉部が85件（約33%）、県民生活局が56件（約22%）、土木部が29件（約12%）及び環境林務部が23件（約9%）などであった。



イ 事業主体別の実施件数

主な事業主体別の実施件数は、NPO法人が73件（約28%）、財団・社団法人等が51件（約20%）、公益団体・共益団体が44件（約17%）、市町村が2件（約1%）、民間企業が6件（約2%）、県が65件（約25%）、その他（ボランティア団体、複数の事業主体の協働）が16件（約6%）であった。



ウ 協働事業の概要

協働事業257件の内容は、次のとおりであった。

区分	事業数	具 体 例
補助	47	<ul style="list-style-type: none"> ・新幹線効果を県全域に波及させるため行う取組に助成 ・県民に対する森林の体験活動の企画を公募し、助成 ・在宅で生活する高齢者等を地域住民が支える仕組みづくり
委託	95	<ul style="list-style-type: none"> ・県職員研修（NPO法人短期派遣研修・新規採用職員研修） ・体験型教育旅行等の受入れのための各種研修等 ・自殺未遂者のうち支援希望者に支援員を派遣
共催	27	<ul style="list-style-type: none"> ・乳がんの早期発見・早期治療を訴えるイベントの開催 ・「観光まごころ県民運動」の推進 ・スクールガード・防犯ボランティア等研修会の開催
事業協力	7	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川又は港等の清掃、美化活動 ・少年警察ボランティアの活動
情報提供・情報交換	17	<ul style="list-style-type: none"> ・CSR活動等の取組として、森林づくりへの参画を希望する企業に対する情報提供 ・自主防犯活動に取り組む防犯ボランティアの活動状況等をホームページで公開
公的財産の提供・貸与	3	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島ユネスコ協会への場所の提供
後援	50	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害に関する公開学習会への後援 ・「メダカの学校」全国めだかシンポジウムへの後援
その他	11	
合 計	257	

（注）CSR：Corporate Social Responsibilityの略。企業の社会的責任。

企業が、利潤追求だけでなく、社会の一員として、地域住民など様々な主体との関係を重視しながら、環境保全等の社会貢献活動を行うこと。

8 監査の実施

(1) 監査の方法

監査の実施に当たり、共生・協働推進課及びかごしま県民交流センター協働活動促進課（鹿児島県共生・協働センター（以下「共生・協働センター」という。））におけるNPO法人等に対する支援施策等について、監査を行った。

また、事前調査により把握した257件の協働事業のうちNPO法人との協働事業の中から、事業の内容、目的、規模、対象等及び実施した部局等のバランスを総合的に勘案し、31件の協働事業を選定し、監査を行った。

(2) 監査の対象

監査の対象として選定した31件の協働事業は、次のとおりである。

監査の対象機関	監査の対象事業
行政管理室	職員研修「研修業務委託事業」
生活・文化課	かごしま文化芸術活性化事業
共生・協働推進課	NPOネットワーク支援事業
	NPO提案型共生・協働推進モデル事業
長寿・生きがい推進室	いきいきシニア活動推進支援事業（ホームページ「かごしまシニア応援ネット」）
共生・協働センター	協働の担い手支援事業（共生・協働センター運営事業）
	NPO法人情報提供強化事業（NPO法人実態調査）
青少年男女共同参画課	少子化対策推進事業（世話やきキューピッド事業）
男女共同参画室	男女共同参画の地域づくり協働事業
企画課	九州新幹線全線開業効果活用支援事業
世界文化遺産課	「近代化産業遺産群」世界遺産登録推進事業
地域政策課	交流居住促進のための地域情報収集・発信事業
地球温暖化対策課	屋久島地域づくり促進事業
	森林にまなびふれあう推進事業（森林の体験活動支援事業）
自然保護課	希少野生動植物保護に係る協定
森林経営課	市町村林務担当職員研修
森づくり推進課	多様な主体による森林づくり推進事業（森林づくり活動支援事業）
介護福祉課	介護支援専門員等指導者研修事業
健康増進課	がん患者状況等調査事業
障害福祉課	つぼみっこサマーキャンプ2012
	鹿児島県障害者ITサポートセンター運営事業
	地域自殺対策緊急強化事業（おおすみ半島コミュニティ放送ネットワーク補助分）
子ども福祉課	円ブリオかごしま第5回いのちの講演会
観光課	体験・交流型観光ビジネスモデル確立事業（観光アドバイザー派遣事業）
食の安全推進課	有機農業推進事業
砂防課	砂防施設管理調査等委託
港湾空港課	みんなの港サポート推進事業
都市計画課	大隅広域公園維持管理事業
危機管理防災課	地域防災力パワーアップ応援事業
社会教育課	社会教育関係団体育成
かごしま県民大学中央センター	ふるさとのよさを学び伝える人材育成事業

第3 監査の結果

1 NPO法人の現状について

(1) 認証の状況

平成25年9月30日現在のNPO法人数は、次のとおりである。

本県の認証を受けているNPO法人数は824であり、人口10万人当たりでは48.29で全国第4位である。

区 分	全 国	鹿児島県	順位
認証法人数	48,244	824	14
人口10万人当たり法人数	37.57	48.29	4

(2) 年度別の認証数

NPO法人の過去10年間の認証数等は、次のとおりである。

なお、共生・協働センターが平成25年3月に公表したNPO法人実態調査報告書（以下「実態調査報告書」という。）においては、活動の実態が確認できなかったNPO法人（いわゆる「休眠法人等」）は145であり、全体の約20%を占めている。

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
認証数	48	61	105	108	73	62	69	90	105	73
解散数		1	1	6	4	4	11	10	15	22
所轄庁変更数			-1		-1	1		-1		14
法人数(累計)	111	171	274	376	444	503	561	640	730	795

(3) 活動分野別の認証状況

NPO法人の特定非営利活動の分野別状況は、平成25年9月30日現在、次のとおりである。

本県においては、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が全国の順位と同じで最も多く、次いで「子どもの健全育成を図る活動」、「まちづくりの推進を図る活動」の順となっている。

NPO法人数	鹿児島県所轄			全 国		
	法人数	割合(%)	順位	法人数	割合(%)	順位
① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	555	67.4	1	28,039	58.1	1
② 社会教育の推進を図る活動	317	38.5	4	22,734	47.1	2
③ まちづくりの推進を図る活動	375	45.5	3	20,882	43.3	4
④ 観光の振興を図る活動	22	2.7	19	1,163	2.4	18
⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	26	3.2	18	1,053	2.2	19
⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの	289	35.1	5	16,499	34.2	6

振興を図る活動						
⑦ 環境の保全を図る活動	259	31.4	6	13,607	28.2	7
⑧ 災害救援活動	57	6.9	15	3,741	7.8	15
⑨ 地域安全活動	85	10.3	12	5,470	11.3	13
⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	76	9.2	13	7,909	16.4	11
⑪ 国際協力の活動	91	11.0	10	9,462	19.6	9
⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	60	7.3	14	4,216	8.7	14
⑬ 子どもの健全育成を図る活動	435	52.8	2	20,667	42.8	5
⑭ 情報化社会の発展を図る活動	88	10.7	11	5,559	11.5	12
⑮ 科学技術の振興を図る活動	27	3.3	17	2,770	5.7	17
⑯ 経済活動の活性化を図る活動	181	22.0	9	8,185	17.0	10
⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	224	27.2	8	11,551	23.9	8
⑱ 消費者の保護を図る活動	50	6.1	16	2,969	6.2	16
⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	244	29.6	7	21,858	45.3	3
⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	0	0.0	20	88	0.2	20

(4) 現状と課題

共生・協働推進課においては、NPO法人の現状と課題について、次のとおり認識している。

ア 現状

NPO法人は、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として大きな役割を担っているが、活動基盤が弱い団体が多いため、運営の安定と活動の活性化を図るための支援が必要である。

イ 課題

実態調査報告書における課題は、第1位が「活動資金」、第2位が「スタッフ」、第3位が「情報・広報」の順となっている。

NPO法人の人材面、資金面の課題解決や、県民の信頼を高め支援を受けやすくするための積極的な情報公開により活動基盤の強化を図るとともに、NPO法人の活動に対する県民の理解促進及び多様な主体との協働の取組の促進を図る必要がある。

2 協働を推進するための環境整備について

(1) 協働事業の推進

県では、平成16年度から、「共生・協働の地域社会づくり」を県政の重要テーマの一つに掲げ、平成17年3月に、「鹿児島県共生・協働の地域社会づくり基金」を創設し、共生・協働型地域コミュニティづくりの推進や地域づくりの担い手育成、NPO法人等の活動促進等の様々な施策を展開してきている。

特に、平成23年度から25年度までは、国からの「新しい公共支援事業交付金」を活用し、「共生・協働の地域社会づくり」を一層推進するため、各種事業を実施している。

なお、共生・協働推進課が実施した調査によると、県とNPO法人等との協働事業の実施件数の推移は次のとおりである。

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度
協働事業数	102	103	117	125	135	143	257

(2) 推進体制

「共生・協働の地域社会づくり」の推進については、共生・協働推進課において、施策の企画、総合調整等を担当し、具体的なNPO法人等に対する活動支援、共生・協働活動に係る情報発信、NPO法人の認証事務等については、主に共生・協働センターにおいて実施している。

(3) 支援措置

県は、NPO法人等の活動が継続的に実施され、充実、拡大するように、様々な支援措置を実施しており、平成24年度の主な実施状況は次のとおりであった。

ア 活動基盤の整備のための支援措置

NPO法人等の活動基盤の整備を支援するため、次の事業を実施した。

(ア) NPO法人等に対する運営相談支援事業

NPO法人等の活動基盤を強化するため、税務・会計、労務管理等に関する相談に対応する専門家による相談窓口を共生・協働センターに設置するほか、県内の13会場において巡回相談を実施した。

(イ) NPO法人経営体質強化事業

NPO法人が継続的かつ安定的な活動に不可欠な組織管理、税務・会計、労務管理、資金調達、人材育成、企画・運営等に関する実務上のノウハウを習得するための実務講座を、前期と後期に分けて県内延べ10か所（市町）で実施した。

(ウ) NPOネットワーク支援事業

各地域におけるNPO法人等で形成されるネットワークを活用し、県内統一のフォーマットによる333件の情報開示や情報提供、各NPO法人等のPRイベント等の活動を支援するとともに、それらを通じてネットワークの強化を図った。

(エ) NPO法人情報提供強化事業

認定NPO法人制度や寄附税制の法改正についてのハンドブックやパンフレット、共生・協働に関するPR誌を作成し、配布したほか、県内の全NPO法人に対して実態調査を実施した（739法人中538法人が回答）。

イ 財務基盤の強化のための支援措置

NPO法人等が広く県民から信用と賛同を得て、寄附を継続的に受けられる基盤を確立するため、寄附募集支援事業を実施しており、NPO等の活動や寄附に対する理解促進を図るイベント等を開催したほか、NPO等と県や企業、大学等のマッチングの支援を行った。

ウ 協働によるモデル事業

「共生・協働の地域社会づくり」等を支援するため、次のモデル事業を実施した。

(ア) 地域協働の仕組みづくり促進事業

NPO法人等が実施する地域課題の解決を図るための仕組みづくりにつながる事業について、12団体に助成を行った。

(イ) 市町村協働の仕組みづくり促進事業

市町村が行うNPO法人等の協働の仕組みづくりへの支援について、7市町村に助成を行った。

(ロ) 男女共同参画の地域づくり協働事業

NPO法人や自治会、行政等地域の多様な主体が連携・協働し、男女共同参画の視点に立った地域課題の解決に取り組む実践活動を展開した。

特に、本事業の1つである「だんだん事業」は、全国でも実践例の少ない男性を主な対象とした取組であり、内閣府男女共同参画局のホームページでも紹介されている。

(ハ) NPO提案型共生・協働推進モデル事業

NPO法人等から地域課題解決のための新たな公共サービスの提供や先進的な地域づくり事業の企画提案を募集し、採択した5事業について、県と協働で実施した。

(4) 参加機会の確保

県では、広くNPO等に対して協働事業への参加機会を確保するため、NPO法人等を対象とした公募事業説明会の開催及び募集要項等の郵送を行うとともに、県のホームページやマスコミを活用した関連情報の提供に努めている。

また、県の各機関がNPO法人等から提案された企画公募推進事業等を実施する際には、共生・協働推進課において、企画の募集要項や契約書の内容、及び事業の進行管理等に関する幅広い助言等を行い、NPO法人等に対する参加機会の確保を図った。

(5) 広報啓発

県では、NPO法人等及びその活動について広く県民の理解の促進等を図るため、様々な広報啓発に努めているほか、職員を対象とした研修も実施している。

ア 広報啓発

共生・協働センターにおいて、広報啓発のためのイベントや講座の開催、NPO法人等に関する情報展示・資料閲覧、ホームページや情報誌「共生・協働」による広報を行っている。

イ 職員研修

職員を対象とした研修としては、新規採用職員研修において、平成22年度から「共生・協働」の講義を行っているほか、平成21年度からはNPO法人への短期派遣研修を実施しており、24年度は19名がNPO活動を体験していた。

また、48歳と退職前の職員を対象としたライフプランセミナーにおいても、平成5年度から「共生・協働」の講義を行っている。

3 協働事業の実施について

監査対象とした31事業における協働の状況の概要は、次のとおりであった。

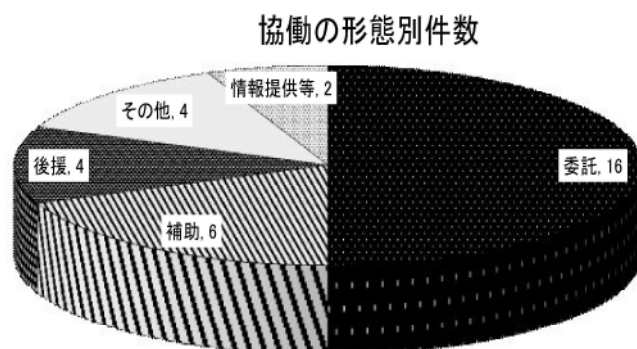
(1) 協働の必要性及び目的

協働の必要性については、監査対象31事業の全てにおいて検討されており、「地域づくりは地域の多様な主体と協働して実施する必要がある」（男女共同参画の地域づくり協働事業）、「事業効果や効率性の観点から、広域的な人的ネットワークを有する者等と協働で実施する必要がある」（近代化産業遺産群世界遺産登録推進事業）としている事例等があった。

また、協働の目的については、「NPO法人等の特性を生かしたより効果的、効率的な事業効果が期待できる」（NPO提案型共生・協働推進モデル事業）、「地域づくりへの参加促進、地域で活躍できる人材の育成・活用が図られる」（男女共同参画の地域づくり協働事業）、「機運醸成やまちづくりにつながる取組が促進される」（近代化産業遺産群世界遺産登録推進事業）、「地域活動のリーダーとして活躍できる人材を育成できる」（ふるさとのよさを学び伝える人材育成事業）としている事例等があった。

(2) 協働の形態

協働の形態の多い順に、委託が16件で全体に占める割合は50%、補助が6件で約19%、後援及びその他（講師派遣等）がそれぞれ4件で約13%及び情報提供等が2件（重複あり）で約6%であった。



(3) 協働先の選定等

後援や講師派遣などその性質上公募になじまないものを除く26事業のうち、半数の13事業が公募により実施されていた。

そのうち、共生・協働推進課の「NPO提案型共生・協働推進モデル事業」等4事業、男女共同参画室の「男女共同参画の地域づくり事業」、障害福祉課の「地域自殺対策緊急強化事業」では、関係者で組織する運営委員会等において審査の上、選定されていた。

また、公募提案方式により協働相手を募集した事業において、応募が1者しかなく結果的に単独随意契約となり競争原理が働かないという事例が見られた。

そのほか、「これまでの事業実績や専門性が必要である」、「当該事業について活動している法人が他にはない」等の理由から、特定のNPO法人を選定している事例があった。

(4) NPO法人との協議、役割分担等

NPO法人との協議を行ったものは、事業実施前は15事業、事業実施中は22事業あったものの、事業終了後は8事業と少なかった。

県とNPO法人との役割分担等については、「適切だった」としたものが19事業、「おおむね適切だった」としたものが11事業であった。

また、その役割分担等については、それぞれの事業内容に応じて決められており、県の主な役割としては、関係機関等との調整、企画策定等に当たっての指導・助言、事業の適切な進行管理やマスコミ等への情報提供等を担っており、一方、NPO法人では、事業の企画や事業実施等を担っていた。

市町村との連携については、市町村との連携が望ましい事業については全て連携が図られ、市町村は、広報、パネリストとしてのセミナーへの参加、会場確保や特産品の提供、イベント運営協力などの役割を担い、連携を図りながら協働事業が実施されていた。

(5) 事後評価及び次年度への反映等

協働事業の実施後、「大きな成果が得られた」又は「一定の成果が得られた」としていたものが29事業あったものの、事業効果や費用対効果等の評価又は検証を行ったものは7件のみであり、その内容は、「かごしまニューライフプラン共生・協働推進委員会」のように、学識経験者、NPO関係者等で組織する運営委員会で行ったものが3件で、研修会等の参加者へのアンケートが4件であった。

また、7件のうち、その結果を県のホームページ等に公表しているものが5件、次年度事業等へ反映させたものが6件と少なかった。

(6) 課題等

監査の対象機関が協働事業を実施して感じた課題としては、「地域においてNPO法人の存在意義などNPO法人自体への理解を進める必要がある」（男女共同参画課）、「事業実施前に役割分担を明確にすることや連携を密にする必要がある」（共生・協働推進課）、「補助事業終了後も地域に根ざした事業が展開できるように、事業を実施したNPO法人の活用等の周知が課題」（障害福祉課）などがあった。

4 NPO法人へのアンケート調査の概要について

協働事業の実施状況の実態や課題等を把握するため、監査対象31事業の協働先であるNPO法人35（延べ数）に対し、監査対象事業の実施に関するアンケート調査を実施したところ、27法人（延べ数）から回答があった。

調査項目は、協働のきっかけ、役割分担や協働の状況、事業の評価、県への要望等であったが、主な結果は次のとおりであった。

(1) 役割分担

事業を実施する各段階における県とNPO法人の役割分担等の状況について、主体の度合いに応じて「法人が決定した」から「県が決定した」までの5段階に区分して調査を実施した。

事業の立案等の初期の段階においては、やや県が主体となる傾向があるが、法人が主体となったもの及び協働で実施したものとの差はあまりなかった。

事業の宣伝・広報や事前準備の段階においては、法人が主体となり行う傾向が強く、事業の実施も同様の傾向であるが、協働で実施する割合がやや増えていた。

ア 事業内容等の立案，決定

事業の目的，方向性等について，協働して立案，決定を行ったものは7と，4分の1強であり，事業内容については法人が主体となって立案，決定したものが16と，半数を超えていた。

	法人が決定	法人が主体	協働して決定	県が主体	県が決定
事業の目的、方向性の立案・決定	4	5	7	6	5
事業内容の立案・決定	5	11	8	3	0

イ 事前準備，事業の実施等

事業に関する宣伝・広報，事前準備及び事業の実施については，いずれも法人が実施し，又は主体となり実施したものが過半であるが，事前準備以外は比較的協働で実施されており，県が実施したものは少数であった。

	法人が実施	法人が主体	協働して実施	県が実施
宣伝・広報	6	12	6	3
事前準備	9	14	2	2
事業の実施	11	8	6	2

(2) 協議・意見交換の有無

事業の実施に当たっての県との協議，意見交換等については，事業実施前において行ったものが23，事業実施中に行ったものが22であったが，事業実施後に行ったものは19と，やや少なかった。

(3) 事業の評価等

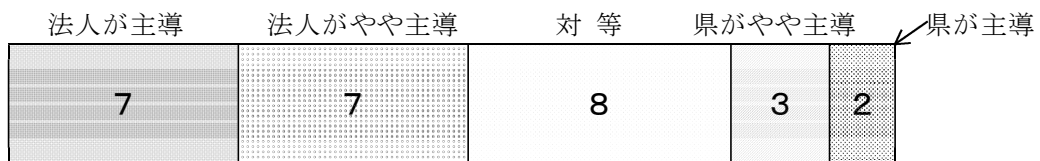
事業の成果に関するNPO法人の評価は，次のとおりであった。

ア 協働の成果

一定の成果が得られたとする法人が14，大きな成果が得られたとする法人が13と，全ての法人が成果があったと評価した。

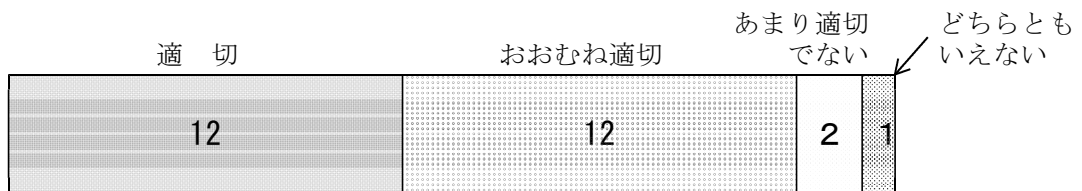
イ 県との関係

事業の実施に当たっての県との関係については，法人が主導的であった又は法人がやや主導的であったと評価した法人が14と，半数を超えており，対等であったが8，県が主導的又は県がやや主導的であったと評価した法人は5であった。



ウ 役割分担等

県との役割分担及び責任分担については，適切であった又はおおむね適切であったと評価した法人が24と，約89%を占めた。



エ 事業実施のメリット

協働事業を実施したことにより，法人にとってどのようなメリットがあったかとの質問に対しては，次のとおり回答があった。(複数回答)

- ・ 活動の機会が得られた 18
- ・ 人材育成につながった 14
- ・ 財政面でのメリットがあった 12
- ・ 新たな公の担い手としての自覚が育った 12
- ・ 住民参加，会員増加等が進んだ 10

オ 県との協働・連携の意向

今後とも県と協働・連携をしたいかとの質問に対しては、ぜひ取り組みたい又は既に取り組んでいるとの回答が23であり、取り組むつもりはないとの回答はなかった。

(4) 県への要望等

NPO活動を活性化するための県の取組に対する要望等に対しては、次のとおり回答があった。

ア NPO法人への支援措置

- ・ NPO法人は、スタッフ、資金面でまだ弱い。仕事、信用を得るために県の公募事業に応募しているが、規制や業務量が多い割には他の公共事業と比べて金額面で厳しい状況にある。人件費や必要経費面での配慮が必要
- ・ 現在、NPO法人40団体で、お互いのスキルアップのために組織化し、会費で運営しているが、こういう団体等への助成制度がほしい。
- ・ NPO法人を支援する中間支援組織の増加及びNPO法人への訪問指導体制の充実

イ NPO法人に関する広報・啓発

- ・ 他県に比べると、NPO法人の活動を広く県民に広報する機会が少ない。
- ・ NPO法人への理解を広める取組が遅れている。
- ・ 県の持っている広報、啓発資料に積極的に出してほしい。

ウ 県職員の意識啓発等

- ・ 職員のNPO法人育成意識を向上してほしい。
- ・ (事業終了後のNPO法人の)意見(提言)について、担当者レベルで据え置かれ、公表されなかった。
- ・ 事業実施方法も行政の手法によるものが多く、民間の手法を必ずしも生かせない。無駄、時間的ロスが大きい面があり、事業運営面で厳しい面がある。

第4 監査意見

近年、人口減少や少子高齢化の進行、住民ニーズの複雑・多様化、地方分権の進展など社会情勢の大きな変化に的確に対応するため、行政だけではなく、県民をはじめとしたNPOや地縁団体、企業、大学、ボランティアなどの多様な主体が協働し、その総合力により住民サービスの向上や地域の活性化に取り組むことが求められている。

本県においても、「共生・協働の地域社会づくり」を県政の重要テーマの一つに掲げ、共生・協働型地域コミュニティづくりの推進や地域づくりの担い手育成、NPO等の活動促進など様々な施策が実施されており、本県のNPO法人数は、この10年間で飛躍的に増加し、NPO法人等との協働事業も年々増加している一方で、全体の約2割のNPO法人が活動を行っていない状況や、活動中の法人でも、資金面及びスタッフの確保、養成等の面で課題を抱えている。

こうしたことなどを踏まえ、今回、NPO法人が活動しやすい環境が整備されているか、県とNPO法人との協働事業が適切に推進されているか等について監査を行った。その結果、共生・協働推進課及び共生・協働センターが中心となり、協働を推進するために、推進体制の整備及び支援措置の実施に幅広く取り組むとともに、監査の対象とした31件の協働事業については、おおむねそれぞれの目的に沿って実施され、相応の成果を収めていると認められたが、今後、次の事項について留意し、より一層、積極的な取組が図られることを望むものである。

1 協働を推進するための環境整備について

(1) 協働を支える人材育成等の推進

県では、NPO法人等向けの組織強化、人材育成等のための研修を実施していることが認められた。

一方、実態調査報告書における課題の第2位は「スタッフ」に関することであり、また、NPO法人へのアンケート結果（以下「アンケート結果」という。）においては、「スタッフ、資金面でまだ弱い弱である」、「お互いのスキルアップのために団体への助成が必要」等の意見もあり、協働を更に積極的に推進するためには、一層の組織強化、人材の育成等のための施策が必要と思われる。

組織の運営及び活動の核となる専門性を持つ人材を育成するためには、今後も継続的に研修、講座等を実施し、充実させていくことはもちろん、限られた人材を有効に活用するとともに、活動の場を広げるために、人材等のデータベースづくりや、行政、NPO法人等、地縁団体、民間企業等の連携を強化するためのネットワークの強化・拡大に取り組むことが必要である。

また、活動を支える会員やボランティアを確保するためにも、次代を担う子供達に関心を持ってもらえるような取組も望まれる。

(2) 職員の研修等

協働事業を実施するに当たっては、全ての職員が、NPO法人等と行政との協働の背景、協働の基本原則や協働の意義等について理解を深めることが重要である。

県では、職員を対象とした研修を実施しているが、新規採用職員等の特定の

階層又は少数の希望者に対するものであり、十分とは言えない。

アンケート結果においても、職員の意識向上を進めてほしい等の意見も散見された。

今後は、職員に対する協働事業に関する研修体制をより充実し、新規採用職員等だけでなく、幅広い職員を対象とした研修を実施することにより、協働事業に対する意識の醸成を図る必要がある。

さらに、現に協働事業を担当する職員に対しては、組織運営、課題の洗い出し、協働の仕掛けづくり等に関する助言ができるような能力を育成、向上させるような研修の実施等も重要である。

なお、退職予定の職員に対するライフプランセミナー等における共生・協働に関する研修は、職員に対する生涯生活設計の支援という観点以外にも、ボランティア活動等に携わる人材の育成という観点からも重要であり、今後とも一層充実することが期待される。

(3) 情報発信の推進

県では、共生・協働センターを中心に、情報誌・事例集の発行、資料展示、ホームページによる情報提供等を行うとともに、協働事業に関する説明会・相談会の開催、情報メールの送信等による情報発信に努めていることが認められた。

一方、アンケート結果によると、「NPO法人等の活動を広く県民に対して広報する機会が少ない」旨の意見や、県によるイベント等の情報発信等を期待する意見も見られた。

NPO法人等の活動が、県民に認知され、理解されることは、イベント等への参加者の増加、会員やボランティアの増加、活動のための寄附金の増加など、共生・協働活動の活性化につながるものであるから、多くの県民の目に付きやすい広報媒体等を活用して、イベント等の協働事業に関する情報発信をより積極的に行うことはもちろん、その際は、県とNPO法人等との協働事業である旨を明示することで、協働事業であることを県民に周知するなど、県民の間でも共生・協働に関する意識を高められるよう、一層の情報発信に努めることが必要である。

2 協働事業の積極的かつ効果的な推進について

(1) 協働先の選定における参加機会及び公平性の確保

行政の推進に当たっては、公平性と透明性が求められるところであり、協働の推進に当たっても、参加機会の平等及び情報の公開が基本とされるべきである。

監査結果によると、監査対象とした協働事業のうち、学識経験者、NPO関係者等で組織する運営委員会を設置し、事業の選定、評価、指導・助言等を適切に行っていたものもあったが、全体としては、協働先の選定に当たり、入札や公募提案方式のように平等な参加機会を提供したものは半数にとどまった。

事業内容や協働の形態によって、選定方式が異なるものとなることは理解できるが、企画提案を幅広く募ることは、新しい事業内容や協働の相手方を得る機会となるものであるから、可能な限り幅広い参加機会を確保する必要がある。

また、公募提案方式であっても、応募者が1者しかなく結果的に競争原理が

働いていない事例や、十分な検証もなしに毎年度同一の法人と協働事業を実施している事例も見受けられたところであり、選定に当たっての公平性の確保についても一層留意する必要がある。

(2) 協働の形態及び実施方法

監査の結果、協働事業の形態は、全体の半数が委託によるものであり、約2割が補助によるもの、その他、後援、情報提供などであった。

予算、制度等の制約から、委託等特定の形態によることが、あらかじめ決定されている等やむを得ない事情もあるが、協働の形態を決定するに当たっては、提案者の主体性の発揮や事業における県の役割等を考慮し、どの形態がよりふさわしいのか、事前に十分検討する必要がある。

また、いずれの形態によるにしても、協働事業を効果的に実施するためには、協働の相手方とのコミュニケーションの確保が重要である。

監査結果によると、事業実施前及び実施中の協議等はおおむね実施されていたが、一方、アンケート結果によると、「NPO法人からの提案が県にうまく伝えられなかった」、「行政的な手法が多く民間の手法が生かせなかった」等の意見もあった。

今後とも、協働の相手方とのコミュニケーションの確保や事業企画への参画の機会を積極的に設ける必要がある。

(3) 協働の評価

県が実施する事業である以上は、効果的に事業の目的が達成されることは当然であるが、さらに、協働事業においては、NPO法人の特性は十分に発揮されたか、県単独で行うよりも高い効果又は付加的な効果が得られたか、双方の役割分担は適切であったか等についても検証するとともに、協働の相手方はどのように評価しているかについても把握に努めるなど、協働の有効性について総合的に評価していくことが必要である。

監査結果によると、監査対象機関及びNPO法人、いずれもそのほとんどが、協働の成果があったと評価しているものの、何らかの形で事後の評価を実施していた事業は約2割に過ぎず、その内容も研修会等の参加者へのアンケートが中心であった。中には、学識経験者、NPO関係者等で組織する運営委員会において、実績報告の評価を実施しているものも見られたが、全体としては、事業評価が十分に行われず、協働に関するノウハウの蓄積、継承も足りないと言わざるを得ない。

アンケート結果でも、「毎年度の継続事業であり事業内容の見直しの必要性を感じている」等の意見もあった。

事後の評価は、適切な協働関係の構築や改善、より良い協働の実現を目指すとともに、協働の実践の広がりにつなげるために重要な作業であるから、今後、その実施について、全庁的な周知徹底が必要である。

3 終わりに

監査結果に対する意見は以上のとおりであるが、本報告書の終わりに付言する。

本監査は、県の機関を直接の監査対象としたことから、NPO法人の組織基盤、活動状況の全般について詳細に把握できたわけではないが、監査の過程、アンケ

一ト結果等から、その活動基盤等がぜい弱な状況にあることは見て取れた。

将来的には、行政は、その役割を公共サービスの主体から、地域の多様な主体による活動を引き出すための調整役、仲立ち役へと変わっていくという基本的な方向性は妥当なものと考えているが、現実として、休眠状態等にあるNPO法人も全体の2割程度あり、また、多くのNPO法人が、資金面、スタッフ面で不安を抱えている状況もあり、当面は、行政による多面的な支援・育成策の実施も必要と思われる。引き続き、共生・協働の地域社会づくり基金等を十分に活用して取り組んでいただきたい。

その際は、NPO法人等が自立性や専門性の向上に向けた自助努力に努めることも肝要であるから、NPO法人の運営又は活動に関する連絡、助言、援助等の活動を行う中間支援組織の育成・支援、民間企業におけるCSR活動との仲立ち、コミュニティビジネスの展開などNPO法人自身の収益力の強化等、県として、どのような形で支援・育成していくことが適切であるか、その在り方についても、今後、更に検討を重ね、NPO法人の支援・育成等について積極的に取り組むことが望ましい。

また、今後、「共生・協働の地域社会づくり」を着実に推進するためには、NPO法人等が、県内各地域における、それぞれの地域課題に即応した活動が展開できるような仕組みづくりや環境整備等が重要であり、こうした面において、広域行政団体である県が、その広域性・専門性を十分に発揮し、市町村との連携を更に密にしながら、取組の充実・深化を図っていく必要がある。

とりわけ、一部市町村においては、自治会などの地縁団体を中心に、地域社会の再生・活性化に向けた共生・協働型地域コミュニティづくり（コミュニティ・プラットフォームづくり）が進められており、こうした先進的な取組の中で、NPO法人等が果たすべき役割や可能性等について、具体的な事例の研究や情報提供を行うなど、各市町村における共生・協働事業の取組がより一層進展するよう、働きかけることも望まれる。